

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

## 里親制度の運営について

標記については、本日、「里親の認定等に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 115 号)及び「里親が行う養育に関する最低基準」(平成 14 年厚生労働省令第 116 号)が、別添のとおり公布されたところであるが、これらを踏まえ、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、昭和 49 年 9 月 17 日児発第 596 号当職通知「短期里親の運営について」及び昭和 62 年 10 月 31 日児発第 901 号当職通知「里親等家庭養育運営要綱の実施について」は、平成 14 年 10 月 1 日をもって廃止する。

この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 里親制度の趣旨

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。

#### 第 2 里親制度の運営

- 1 里親制度は、都道府県知事(指定都市市長を含む。以下同じ。)児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)「里親の認定等に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 115 号。以下「省令」という。)」及び「里親が行う養育に関する最低基準」(平成 14 年厚生労働省令第 116 号。以下「最低基準」という。)のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。
- 2 児童福祉法第 32 条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。
- 3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。
- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、乳児院に配置されている家庭支援専門相談員等は、里親への支援等に努めること。

#### 第 3 里親の認定等

- 1 認定等の共通事項

- (1) 里親の認定を受けようとする者（以下「里親希望者」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、書面で、その旨を申し出なければならないこと。  
なお、この書面には、省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて、健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認させるための書類を提出させること。
- (2) 児童相談所長は、申出があった場合には、直ちに児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申出書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (3) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第2項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴くこと。  
なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。
- (4) 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定しても差し支えないこと。
- (5) 里親が、里親認定を辞退する場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に、遅滞なく、その理由を付して届け出なければならないこと。
- (6) 都道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して行うこと。
  - ア 里親継続の意思がある者で、家庭調査の結果、最低基準に規定する資格要件に著しい変動のないものについては、更新の登録又は再認定を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。  
なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不相当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。
  - イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の簡素化等の観点から、各都道府県の実情に応じた運用を図られたいこと。
  - ウ 2種類以上の里親の認定及び登録を受けている場合であって、それらについて更新の登録又は再認定を行うときは、それぞれの里親について資格要件等の調査を行う必要があること。

## 2 養育里親の認定等

養育里親の要件としては、「心身ともに健全であること」が要求されるが（省令第5条第1号）、この「心身ともに健全である」とは、児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差し支えなければ、この要件を満たすこと。

## 3 親族里親の認定等

- (1) 親族里親は、委託児童との間に3親等以内の親族関係が存在することが必要であるが、この事実は、戸籍謄本によって確認されたいこと。
- (2) 親族里親については、児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はないこと。

## 第4 里親への委託等

### 1 委託等の共通事項

#### (1) 都道府県知事の役割

- ア 都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。
- イ 都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との適合等が極めて重要なので、児童のアセスメントや里親と児童の調整を十分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。
- ウ 都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、地域の関係機関などと連携を図り、支援体制を確立してから委託すること。
- エ 虚弱な児童、身体障害の児童、知的障害の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。
- オ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、児童福祉法施行令第9条の6の規定に基づき、児童福祉司等の中から1人を指名して当該里親の指導をさせるとともに、必要に応じて、児童福祉法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせること。
- カ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、里親に対し、養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という。）の名前を記載した書類を、児童相談所を経て交付すること。
- キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設の指導訓練を受けさせることができること。
- ク 都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すること。
- ケ 都道府県知事は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託して差し支えないこと。
- コ 里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴いて、里親委託を解除すること。この場合、児童福祉の観点から、慎重に審査の上で行うこと。

#### (2) 児童相談所長の役割

- ア 児童相談所長は、児童福祉法等の規定により通告若しくは送致された児童又は相談のあった児童につき、必要な調査、判定を行った結果、その児童を里親に委託することが適当であると認めた場合、これを都道府県知事に報告すること。

- イ 児童相談所長は、絶えず児童福祉施設と密接な連絡をとり、その実情に精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必要な調査、判定を行い、措置を行った都道府県知事に報告すること。
- ウ 里親に児童（特に乳児又は幼児）を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合は、里親に対し、交付を受けるよう指導すること。

## 2 養育里親への委託

養子縁組を希望する養育里親に対して児童を委託する際には、当該養育里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。

## 3 親族里親への委託

- (1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により当該児童を監護することが不可能であり、親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、3親等以内の親族である者に当該児童の養育を委託する制度であること。
- (2) したがって、親族里親への委託を検討するに当たっては、このような親族里親制度の趣旨を十分に考慮した上で行われたいこと。  
具体的には、
  - ア 親族里親への委託は、児童の両親が死亡、行方不明、拘禁等により物理的に当該児童の養育が不可能な場合を原則とし、児童の実親が現に存在している場合には、実親による養育の可能性を十分に検討し、真にやむを得ない場合にのみ、親族里親への委託を行うこと。
  - イ 里親希望者と3親等以内の親族関係にある児童については、当該里親希望者に対して親族里親として委託すること。

## 4 短期里親への委託

- (1) 短期里親に委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する短期里親に委託することが望ましいこと。
- (2) 短期里親に児童を委託する場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。  
なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速やかに児童の状況、保護者の状況等を調査し、短期里親への正式な委託の措置に切り替えること。
- (3) 短期里親への委託の期間は、1年を超えることができないこと。  
都道府県知事は、必要があると認めるときは、委託児童や委託児童の保護者、児童相談所長の意見を聴いて、1年を超えて委託を継続することができるが、この継続期間が相当程度長期化するような場合には、短期里親への委託では十分ではない様々な事情が存在すると考えられるので、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上、養育里親への委託の措置に変更されたいこと。
- (4) 委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童福祉司に保護者等を訪問させるなどして

実情の把握をさせるなど、委託の解除等措置の円滑な実施に努めること。

- (5) 家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童を預かる場合のように、夏休みや週末を利用して、短期間の委託を断続的に受ける里親も短期里親に含まれるので、積極的な運用を図りたいこと。

なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相談所を介して当該短期里親に協議されたい。

## 5 専門里親への委託

- (1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断については、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。なお、心身への有害な影響の程度が大きい児童については、専門里親に委託することは適切ではないこと。
- (2) 委託児童は、心身に有害な影響を受けたことが原因で、様々な行動上の問題を起こす場合がある。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。
- (3) 児童が健全に発達するために必要となる愛着関係などの関係性を形成していく観点から、専門里親に委託する児童は、幼児などできるだけ年齢の低い児童が望ましいこと。
- (4) 専門里親に2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。

## 第5 里親が行う児童の養育

- 1 里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。
- 2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。
- 3 児童相談所長は、養育計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。その際は、児童相談所と十分な連携を図ること。
- 5 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質の向上に努めること。
- 6 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
- 8 養育里親、親族里親及び短期里親は、児童の養育について、適宜記録をつけること。

## 里親制度の運営について

専門里親は、要約的な記録をつけ、必要な場合には、叙述的な記録をつけること。

## 第6 里親等への指導

- 1 都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。
- 2 児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行うこと。
- 3 指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事に報告すること。
- 4 指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に意見を添えて報告すること。
- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所に相談しやすい体制の整備に努めること。
- 6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

## 第7 里親への支援

- 1 里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく、社会的な養育であるので、都道府県知事や児童相談所長は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親が行う養育を支援すること。
- 2 都道府県知事は、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、速やかに適切な対応を図ること。
- 3 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに適切な対応を図ること。
- 4 都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないように、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

## 第8 里親への研修

里親への研修については、専門里親の研修については「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」（平成14年厚生労働省告示 第290号）において研修科目等について規定したところであるが、専門里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。

## 第9 里親制度の普及

- 1 都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。

- 2 都道府県知事は、児童を養育し難い保護者や児童の養育を希望する者が、児童相談所等に相談に来よう啓発に努めること。

## 第10 都道府県間の連絡

- 1 都道府県知事は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする場合には、当該他の都道府県知事に、当該児童に関する必要な書類を送付して、その児童に適合する里親のあつせんを依頼すること。  
依頼を受けた都道府県知事は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を依頼した都道府県知事に送付し、里親にその旨を通知すること。  
書類の送付を受けた都道府県知事は、適当と認める場合には、その書類に基づいて、里親への児童の委託を行うこと。
- 2 都道府県知事は、都道府県内に居住する里親に委託する適当な児童がない場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県知事に送付することが望ましい。  
この場合、里親にその旨を通知すること。  
書類の送付を受けた都道府県知事が、その里親に対し児童を委託しようとする場合は、その書類に基づいてこれを行うこと。
- 3 都道府県知事は、児童を委託した里親が当該都道府県内に居住していない者である場合又は他の都道府県に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の都道府県知事にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を告げること。この場合、当該里親は、居住地の都道府県知事の指導監督に服するものとし、各種の申出又は届出は、居住地の都道府県知事に行うこと。
- 4 1から3の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長と委託先の都道府県の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。
- 5 1から3の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長は、委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。
- 6 指導を依頼された都道府県知事が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合には、直ちに、児童を委託した都道府県知事にその旨を連絡すること。

## 第11 費用

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童を里親に委託した場合の措置に要する費用については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によること。